

病児・病後児及び院内保育所運営業務

委託仕様書

(R5.8.16 一部訂正)

地方独立行政法人新小山市民病院

事務部

1 委託業務名

病児・病後児及び院内保育運営業務

2 委託期間

実施要項のとおり。

ただし、契約金額・仕様書は、外部環境や履行状況に応じて、1年ごとに見直す場合があります。

3 施設の場所、規模等

(1) 設置場所

栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1
地方独立行政法人新小山市民病院敷地内

(2) 施設構成

保育室3部屋

- ・ 0～1歳児 19.25㎡
- ・ 2～3歳児 21.25㎡
- ・ 4～5歳児 21.25㎡

病児・病後児保育室1部屋

15.75㎡

その他、事務室、安静室・隔離室、厨房等。

(3) 入所定員

【病児・病後児】 3名

【院内保育】 20名

4 保育内容

(1) 病児・病後児保育

ア 対象児童

当面症状の急変が認められないが、病気の回復期に至らない又は病気の回復期にあり集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難な、小山市内に住所を有する児童

イ 対象年齢

生後6か月以上から小学校6年生まで

ウ 利用時間

午前8時から午後6時まで

エ 開所日

年末年始と祝日を除く月曜から土曜日。ただし、利用者のいない日は休所可能とする。

オ その他

小山市病児・病後児保育事業実施要綱（平成23年3月31日 規程第28号）及び病児保育事業実施要綱（平成27年雇児発第0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に則り、業務を行う。

(2) 院内保育

ア 保育対象

地方独立行政法人新小山市市民病院に勤務する職員が保護者である乳幼児

イ 対象年齢

0歳児から5歳（就学前）

ウ 保育時間

~~【平日・土曜日】~~

【平日・土曜日・祝日】 （※R5.8.16訂正）

原則として午前8時から午後6時まで。

ただし、必要に応じて午前7時から午前8時まで、及び午後9時まで延長することができる。

【夜間（毎週水・金開園）】

原則として午後4時から午前9時30分

ただし、必要に応じて午後3時から午後4時まで、及び午前10時30分まで延長することができる。

エ 休所日

~~日曜日、祝日（その日が日曜日と重なるときはその翌日）及び12月29日から1月3日。ただし、利用者のいない日は休所可能とする。~~

日曜日及び12月29日から1月3日。ただし、利用者のいない日は休所可能とする。 （※R5.8.16訂正）

オ 一時保育

保育所に入所している乳幼児の数が入所定員の数に満たないときは、一時保育を行うことができる。

5 管理運営体制等

- (1) 児童福祉法、労働基準法及びその他保育所運営に関する関係法令等を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督基準及び保育所保育指針に基づき保育所運営を行うこと。
- (3) 入所児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、当院はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、受託者は速やかに当院に報告するとともに誠意をもって対処すること。また、受託者は保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 保育台帳、保育日誌、業務日誌、身長記録簿及び入所児童の出欠記録簿を備

- え、適切に管理すること。
- (5) 個人情報適切な保護を図ること。受託者及び受託者の職員は、業務上知り得た情報を第三者に漏えい又は他の目的に利用することのないよう万全の措置を講じること。契約期間終了後も同様とする。
 - (6) 安全かつ快適に保育所生活ができるよう良好な保育サービスを提供し、入所児童の心身の健全な発達を促進することを目的として保育すること。
 - (7) 侵入者等への防犯対策や消火訓練及び避難訓練を適宜実施し、危機管理対策を講じること。
 - (8) 自然災害、人的災害及び事故に対し、予めマニュアル等を作成すること。
 - (9) 施設の火気取り締まりについては、火気取扱責任者を定め、遺漏なきよう措置すること。
 - (10) 受託者は、運營業務を第三者に委託することを禁ずる。
 - (11) 利用者と十分協議、連携を図り、健康的に安全で情緒の安定した生活ができる環境を確保すること。

6 保育に従事する職員

- (1) 保育に従事する職員は、児童数に応じて児童福祉施設最低基準を満たす人数の保育士を配置すること。欠員が生じることのないよう、代替職員の確保等必要な措置を講じ、保育運営に支障を来さぬよう円滑な運営を行うこと。なお、夜間保育に係る保育士の配置は、夜間保育を実施する場合に限る。
- (2) 保育士の資格を有し、保育所運営に係る豊富な知識と経験を有するものを責任者として専任配置し、責任体制を明確にするとともに当院との連絡及び調整を行うこと。なお、責任者は常勤とする。
- (3) 業務従事者名簿（担当業務、氏名、保育・看護経験年数を記載したもの）に写真と業務に従事するために必要な資格を証明する書類を添付して提出すること。なお異動が生じた場合も同様とする。
- (4) 受託者職員に対し保育知識及び安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (5) 保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに毎月事業報告書等により運営状況を報告すること。業務報告の手順、方法及びその他各種報告体制については、協議のうえ定める。
- (6) 保育所の機能及び環境を良好に維持し、当該業務が常に安全、快適かつ衛生的に行われるために、日常に必要な清掃を行うこと。また、施設や遊具等の点検を行い、事故防止に努めること。不可抗力により生じた施設の不備、不具合が明らかになったときは、直ちに報告し協議すること。
- (7) 受託者の故意又は過失により施設及び設備を棄損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、当院が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

7 給食等

(1) 病児・病後児保育

ア 給食（昼食）は、院内保育所の厨房からの提供又は利用者の手配の選択による。

イ 乳児用ミルク及び間食（おやつ等）は受託者が提供すること。

(2) 院内保育

ア 給食（昼食）は、院内保育所の厨房から提供する。

イ 乳児用ミルク及び間食（おやつ等）は受託者が提供すること。

(3) その他

給食（昼食）を院内保育所の厨房から提供する際は、アレルギー対応食の実施と食育の充実を図ること。

8 健康、保健衛生

(1) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、院内保育所利用児童に新規入所時（入所より前に）と年2回の健康診断を実施すること。また、児童の健康管理を記録し、保管すること。

(2) 受託者は、受託者職員の健康診断（採用時1回及び年1回）を実施すること。

(3) 「保育所における感染症ガイドライン」（平成21年8月17日雇児保発0817第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づき適切な対応を取ること。

(4) 乳幼児・児童が使用する設備、食器その他の備品及び飲料水等は、衛生的な管理を行い。又は衛生上必要な措置を講ずること。

9 保育料等の徴収

(1) 病児・病後児

ア 保育料及び給食費は直接利用者から徴取することとするが、徴収事務の業務負担は、当院と受託者が協議により決定する。

イ おやつ等間食代及びその他必要な諸雑費は、受託者が利用者から実費相当額を徴取する。

(2) 院内保育

ア 保育料は、当院が直接利用者から徴取する。

イ 保育料以外に必要な諸雑費は、受託者が利用者から実費相当額を徴取する。

10 費用の負担区分

運營業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。

(1) 当院が負担する費用

① 施設建物の賃借料

② 開所時に必要な備品、遊具等

- ③ 電気・水道等の光熱水費
 - ④ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
 - ⑤ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用
- (2) 受託者が負担する費用
- ① 職員の健康管理及び教育訓練にかかる費用
 - ② 運営上必要な通信費
 - ③ 業務に必要な消耗品、保育材料、衛生用品費及び食材費
 - ④ 保育施設賠償責任保険料
 - ⑤ その他、受託者が負担することが相当と考えられる費用
- (3) 利用者が負担する費用
- ① 保育料及び給食費
 - ② 間食代
 - ③ その他、利用者が負担することが相当と考えられる費用
- (4) その他

上記以外の費用等の負担区分については、当院と受託者双方の協議により決定する。

1 1 当院と受託者の役割分担

	項 目	当院	受託者
1	認可外保育施設に対する指導監督	○	○
2	院内保育に係る入退所の決定事務 (病児・病後児に係る事務は市)	○	
3	保育所運営 (職員採用、保育内容の調整、利用者へのサービス提供)		○
4	保育料 (給食費・間食代含) の計算、集計		○
5	保育料 (給食費・間食代含) の徴収 (病児・病後児に係る分は要協議)	○	
6	施設の維持管理 (保守点検)	○	
7	施設の維持管理 (日常の施設管理)		○
8	包括的な管理責任	○	
9	備品購入	○	
1 0	日用品、消耗品、保育材料等の購入		○
1 1	施設賠償責任保険への加入		○
1 2	保育に係る苦情等の対応		○
1 3	給食調理		○

1 2 その他

- (1) 委託料は月ごとに支払うこととし、詳細については協議のうえ決定する。

- (2) 入所案内等の作成、入所時面談及び入退所手続き、利用実績の集計及び保育料の計算、各種統計等の資料作成について、当院の求めに応じ連携して行うこと。
- (3) 認可外保育施設に対する指導監督について、当院とともに対応すること。
- (4) 視察の依頼に対応すること。
- (5) 保育に関する要望等の変化により、保育内容及び保育時間の拡大を求めることが有れば協議に応じること。
- (6) 入退所手続きの方法等のルール作成や保育方針の策定等は、当院と協議のうえ決定すること。
- (7) 利用者と定期的に話し合う場を設け、相互理解に努めるとともに、要望等を当院に報告し対応を協議すること。
- (8) その他、この仕様書に記載のない事項については、双方が誠意をもって協議して定めるものとする。